

## 中富良野町 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問・通所介護相当サービスの取り扱い

介護予防訪問・通所介護では、月額包括報酬（定額制）とされていましたが、中富良野町の訪問・通所介護相当サービスにおいては「サービス利用実績に応じた報酬設定」として、1回当たりの単位設定を用いることとします。

### 1 支給区分と単位数（通所介護相当サービスの例）

通所介護相当サービスの単位については、中富良野町介護予防通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）事業実施要綱12条第1項により、次のとおりとなります。

支給区分	単位数
要支援1 事業対象者（週に1度程度）	378単位/回 1,647単位/月 ※1か月の提供回数が5回以上の場合
要支援2 事業対象者（週に2度程度）	389単位/回 3,377単位/月 ※1か月の提供回数が9回以上の場合

（例1）要支援1の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した⇒ 378単位×4回

（例2）要支援1の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した⇒ 1,647単位

（例3）要支援2の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した⇒ 389単位×8回

（例4）要支援2の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した⇒ 3,377単位

（例5）要支援2の利用者で、1か月に9回のサービスを提供予定であったが、体調不良により1か月に3回の提供となった。⇒ 389単位×3

### 2 事業対象者のサービス提供回数変更に伴う支給区分（1週間のサービス回数）の変更

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されているよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に、傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上のサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス計画及び通所型サービス計画を定める必要があります。

（例1）事業対象者で、1週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い1か月に7回サービスを提供した⇒「事業対象者（週に1回程度）」として、1,647単位を算定

(例2) 事業対象者で、1週に2回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い1か月に4回サービス提供した⇒「事業対象者(週に2回程度)」として、389単位×4回を算定

※ 事業者におけるサービス提供記録には内容とともにその開始時間、終了時間は必ず記録してください。送迎、入浴に関する報酬も基本単位に包括されていますが、実施の記録を残すようにしてください。

※ 費用の算定にあたっては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連盟通知)に準ずるものとします。

### 3 サービスコードについて

訪問	平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所	A1
	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所	A2
通所	平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所	A5
	平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所	A6

### 4 日割請求に係る取扱い

1か月の提供回数が一定回数を超え、月額の見込単位数となる場合で、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)平成27年3月31日厚生労働省事務連絡の資料9の月途中の事由に該当するときは、日割計算を行います。

### 5 他サービスとの関係

(1) 利用者が次のサービスを受けている間は算定できません。

- ① 介護予防短期入所生活介護                      ② 介護予防短期入所療養介護
- ③ 介護予防特定施設入居者生活介護            ④ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 包括報酬の場合、訪問・通所介護相当サービスは複数の事業所を利用することはできません。1回当たりの単価での設定の場合は、特にそのような縛りはありませんが、単価が包括報酬の単価を超えないようにマネジメントを適確に行ってください。